

平成十四年法律第四十号

独立行政法人造幣局法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	役員（第七条—第十一条）
第二章 業務等（第十一条—第十七条）	業務等（第十一条—第十七条）
第三章 雜則（第十八条—第二十一条）	（第十八条—第二十一条）
第四章 罰則（第二十二条）	（第二十二条）
附則	

第一章 総則

（目的）

この法律は、独立行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるることを目的とする。

この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局とする。

この法律及び独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

造幣局は、前項に規定するものほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。（行政執行法人）

造幣局は、通則法第二条第四項に規定する行政執行法人とする。（事務所）

造幣局は、主たる事務所を大阪府に置く。（資本金）

造幣局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、造幣局に追加して出資することができる。

造幣局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

（役員）

造幣局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

造幣局に、役員として、理事三人以内を置くことができる。（理事の職務及び権限等）

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

理事は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は、理事の職務を行つた監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事の任期等）

（理事長及び理事の任期等）

（理事の任期は、二年とする。）

（役員の欠格条項の特例）

（理事長及び理事の任期等）

（理事の任期は、二年とする。）

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内では、次の業務を行うことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中銀銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下この号において「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び鉄印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

二 前事業年度に係る整理を行つた後積立金があつた場合であつて、対象事業年度に係る整理を行つた後積立金がなかつたとき、対象事業年度に係る整理を行つた後積立金の額に相当する金額が前事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

三 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

四 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

五 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

六 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）に係る整理を行つた後積立金がなかつたとき、対象事業年度に係る整理を行つた後積立金の額に相当する金額が前事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

二 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

三 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

四 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

五 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

六 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

九 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）

年法第四十二号）第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行ふこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

一 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行ふこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

一 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行ふこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

一 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行ふこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持るために必要な情報の提供を行うこと。

十 通則法による積立金の処分に関する法律（平成十四年法律第四十号）

定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）に係る整理を行つた後積立金がなかつたとき、対象事業年度に係る整理を行つた後積立金の額に相当する金額が前事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

二 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

三 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

四 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

五 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

六 前事業年度に係る整理を行つた後積立金の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額に相当する金額の額（当該前事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合）であつては、その承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額を行ふこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。